

別紙

精神科訪問看護利用料金表（医療保険）

Ⅰ 精神科訪問看護の利用料について

各種医療保険証に記載された一部負担金の割合により、精神科訪問看護の費用の1割～3割となります。

ア) 後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方

一般所得の方	精神科訪問看護に要する費用の1割
一定以上所得の方	精神科訪問看護に要する費用の2割
現役並み所得の方	精神科訪問看護に要する費用の3割

イ) その他の医療保険証をお持ちの方

被保険者証に記載されている一部負担金の割合（1割～3割）

※) 公費負担医療制度が適用される方は負担金が軽減されます。

Ⅱ. 費用について

1. 精神科訪問看護基本療養費

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）		
保健師・看護師又は作業療法士	週3日まで（30分以上）5,550円	週4日目以降（30分以上）6,550円
	（30分未満）4,250円	（30分未満）5,100円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ） 同一建物居住者で同一日複数利用者 2人までは基本療養費（Ⅰ）		
保健師・看護師又は作業療法士	週3日まで（30分以上）2,780円	週4日目以降（30分以上）3,280円
	（30分未満）2,130円	（30分未満）2,550円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ） 入院患者の外泊中の訪問看護（管理療養費なし）		8,500円

※精神科訪問看護基本療養費は看護職員の外に作業療法士のみ算定可です。

※30分未満の訪問看護は、精神科の医師が必要を認め「精神科訪問看護指示書」に明記されます。

【参考1】特掲診療料の施設基準等「別表第7」

- ・末期の悪性腫瘍 ・多発性硬化症 ・重症筋無力症 ・スモン ・筋委縮性側索硬化症
- ・脊髄小脳変性症 ・ハンチントン病 ・進行性筋ジストロフィー症
- ・パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））・多系統委縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳委縮症、シャイ・ドレーガー症候群）・プリオン病・亜急性硬化性全脳炎 ・ライソゾーム病 ・副腎白質ジストロフィー
- ・脊髄性筋委縮症 ・球脊髄性筋委縮症 ・慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ・後天性免疫不全症候群
- ・頸髄損傷 ・人工呼吸器を使用している状態

【参考2】特掲診療料の施設基準等「別表第8」（特別管理加算の対象）

Ⅰ 在宅麻薬等注射指導管理, 在宅腫瘍化学療法注射指導管理, 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている, もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者, 又は気管カニューレ, 留置カテーテルを使用している状態

Ⅱ. 在宅自己腹膜灌流指導管理, 在宅血液透析指導管理, 在宅酸素療法指導管理, 在宅中心静脈栄養法指導管理, 在宅成分栄養経管栄養法, 在宅自己導尿指導管理, 在宅人工呼吸指導管理, 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理, 在宅自己疼痛管理, 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態, 人工肛門・人工膀胱を設置している状態, 真皮を超える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている状態

※別表第7（介護保険対象でも訪問看護は医療保険給付）及び別表第8（特別管理加算の対象）は回数制限なし

2. 訪問看護管理療養費（精神科以外の訪問看護と同様となります）

1. 月の初日・・・7,670円 2. 月の2日目以降・・・3,000円

※1 別表第7及び別表第8の対象者は週4以上の訪問看護が可能です。

※2 週3日（精神科訪問看護の場合：退院後3か月は週4日）の回数制限のある方に対して医師より急性増悪等により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別訪問看護指示が交付された場合、一月につき指示の日から14日を限度として週4日以上の訪問看護が可能です。

※3 介護保険の訪問看護利用者で「気管カニューレを使用している状態」及び「真皮を超える褥瘡の状態」の方には特別訪問看護指示書が月2回まで交付が可能で、その期間は医療保険の訪問看護となります。

3. 加算等について

○	サービス内容	加算金額
	精神科緊急訪問看護加算 利用者の緊急の求めで診療所・在宅支援病院の指示により緊急訪問を行った場合（主治医が対応しない夜間等において、連携する医療機関の指示での緊急訪問の場合も算定できる）	月14日目まで 2,650円/回
	長時間精神科訪問看護加算（1時間30分を超える場合） 特別管理加算の対象者及び特別訪問看護指示書による訪問看護の期間は1回/週 イ. 15歳未満の（準）超重症児、 ロ. 15歳未満の小児であって別表第8に掲げる者は3回/週まで可能	5,200円/回
	複数名精神科訪問看護加算（30分未満を除く） 看護師と、看護師・作業療法士が訪問（3日/週又は回数制限なし） 1日に1回 1日に2回 3回以上 ロ同上と准看護師（3回/週又は回数制限なし） 1日に1回 1日に2回 3回以上 ハ同上と看護補助者（1日/週）	※（ ）は同一建物 3人以上 4,500円（4,000円） 9,000円（8,100円） 14,500円（13,000円） 3,800円（3,400円） 7,600円（6,800円） 12,400円（11,200円） 3,000円（2,700円）
	夜間・早朝訪問看護加算 （夜間とは18時～22時 早朝とは6時～8時）	2,100円
	深夜訪問看護加算 （深夜とは22時～6時）	4,200円
	24時間対応体制加算 （看護師等の勤務体制を確保して、休日や夜間・早朝・深夜帯でも、電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行う）	6,800円/月
	精神科複数回訪問看護加算 （精神科在宅患者支援管理料の算定対象者） 1日2回 1日3回以上の場合	※（ ）は同一建物 3人以上 4,500円（4,000円） 8,000円（7,200円）
	退院時共同指導加算 病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所されるにあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師等が病院へ出向き、共同して居宅における療養上必要な指導を行った場合 特別管理指導加算：特別管理加算の対象者の場合、退院時共同指導加算に上乗せする	8,000円 2,000円
	退院支援指導加算 ・厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が保険医療機関から退院した日に看護師が療養上の指導を行った場合 ・90分を超える長時間（複数回訪問含む）の場合	6,000円 8,400円
	在宅患者連携指導加算 （月1回）	3,000円

	在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回まで）	2,000円
	特別管理加算 ：特別な管理を要する利用者（Ⅰは重症度が高い方） Ⅰ. 在宅麻薬等注射指導管理, 在宅腫瘍化学療法注射指導管理, 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている, もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者, 又は気管カニューレ, 留置カテーテルを使用している状態 Ⅱ. 在宅自己腹膜灌流指導管理, 在宅血液透析指導管理, 在宅酸素療法指導管理, 在宅中心静脈栄養法指導管理, 在宅成分栄養経管栄養法, 在宅自己導尿指導管理, 在宅人工呼吸指導管理, 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理, 在宅自己疼痛管理, 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態, 人工肛門・人工膀胱を設置している状態, 真皮を超える褥瘡の状態, 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている状態	Ⅰ. 5,000円/月 Ⅱ. 2,500円/月
	看護・介護職員連携強化加算	2,500円
	精神科重症患者支援管理連携加算 主治医の所属する医療機関が「精神科在宅患者支援管理料2」を算定する対象者に、イは週2回訪問・カンファレンス週1回、ロは月2回訪問・カンファレンス月1回	イ 8,400円/月 ロ 5,800円/月
	訪問看護ターミナルケア療養費（介護保険との通算可能） （死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合・退院支援指導加算の算定に係る指導日を含む） ※終末期を自宅で過ごしたい方や家族と話し合い、利用者の意思を尊重して他職種との連携の上で対応する。訪問看護の支援体制（担当者、連絡先、緊急時の注意事項等）を説明してターミナルケアを行う	25,000円
	訪問看護情報提供療養費1（市町村または指定特定相談支援事業者等） 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、18歳未満の児童	1,500円
	訪問看護情報提供療養費2（保育所等・義務教育諸学校・高等学校等） 18歳未満の厚生労働大臣が定める疾病等の利用者	1,500円
	訪問看護情報提供療養費3（主治医、求めにより入院・入所先に写しを提供） 入院・入所により在宅から療養場所を変更する訪問看護利用者	1,500円
	DX情報活用加算 オンライン資格確認による利用者の診療情報を訪問看護の計画的な管理に活用	50円/月
	訪問看護ベースアップ評価料 物価高騰の折から賃上げの方針の下、医療従事者の賃金についても改善を図る	780円/月

※特別管理加算の「在宅麻薬等注射指導管理, 在宅腫瘍化学療法注射指導管理, 在宅強心剤持続投与指導管理」の補足説明

- ・在宅麻薬等注射指導管理：がん末期・ALS又は筋ジストロフィー症・緩和ケアを要する心不全又は呼吸器疾患の末期の利用者への麻薬注射に関する指導管理
- ・在宅腫瘍化学療法注射指導管理：悪性腫瘍利用者に対する抗がん剤注射に関する指導管理
- ・在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態：強心剤の持続投与を輸液ポンプ等を用いて行った場合

Ⅲ. その他の費用について

1. 長時間・時間外・休日訪問料金等について（実費自己負担になります）

訪問内容	単位	金額
営業時間内で90分を超える訪問 （長時間訪問看護加算の対象外の時） 9:00～17:30	60分毎	10,000円
週3回を超える訪問（回数制限のある方）	1回	8,500円

2. その他の利用料

訪問にかかる交通費	豊中市・池田市・箕面市は不用 その他の地域は、ステーション規定に基づく実費相当額
死後の処置料	16,500円（材料費は別になります。）

3. キャンセル料

キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日までにご連絡があった場合	キャンセル料は不要です。
	当日訪問までにご連絡があった場合	2,000円を請求いたします。
	ご自宅に訪問するまでご連絡がなかった場合	1提供当りの料金の100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

4. 利用料、利用者負担額（その他の費用の請求及び支払い方法）

利用料、利用者負担額（各種保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日前後にお渡します。</p>
利用料、利用者負担額（各種保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア 請求内容をご確認のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者指定口座からの自動振替（当該月の利用料は、翌々月1日に毎月振替ます） ・ 現金支払い（請求書をお渡しし、訪問時に集金します） <p>イ お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収証兼明細書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>

利用料、利用者負担額（各種保険適用）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促から1ヶ月以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

Ⅶ.1か月あたりのお支払額の目安

基本

日数	基本療養費	管理療養費	24時間 対応体制	特別管理 加算	合計	1割	2割	3割
1	5,550	7,670	6,800	0	20,020	2,000	4,000	6,010
2	11,100	10,670	6,800	0	28,570	2,860	5,710	8,570
3	16,650	13,670	6,800	0	37,120	3,710	7,420	11,140
4	22,200	16,670	6,800	0	45,670	4,570	9,130	13,700
5	27,750	19,670	6,800	0	54,220	5,420	10,840	16,270
6	33,300	22,670	6,800	0	62,770	6,280	12,550	18,830
7	38,850	25,670	6,800	0	71,320	7,130	14,260	21,400
8	44,400	28,670	6,800	0	79,870	7,990	15,970	23,960
9	49,950	31,670	6,800	0	88,420	8,840	17,680	26,530
10	55,500	34,670	6,800	0	96,970	9,700	19,390	29,090
11	61,050	37,670	6,800	0	105,520	10,550	21,100	31,660
12	66,600	40,670	6,800	0	114,070	11,410	22,810	34,220

特別管理加算Ⅰ付き

日数	基本療養費	管理療養費	24時間 対応体制	特別管理 加算Ⅰ	合計	1割	2割	3割
1	5,550	7,670	6,800	5,000	25,020	2,500	5,000	7,510
2	11,100	10,670	6,800	5,000	33,570	3,360	6,710	10,070
3	16,650	13,670	6,800	5,000	42,120	4,210	8,420	12,640
4	22,200	16,670	6,800	5,000	50,670	5,070	10,130	15,200
5	27,750	19,670	6,800	5,000	59,220	5,920	11,840	17,770
6	33,300	22,670	6,800	5,000	67,770	6,780	13,550	20,330
7	38,850	25,670	6,800	5,000	76,320	7,630	15,260	22,900
8	44,400	28,670	6,800	5,000	84,870	8,490	16,970	25,460
9	49,950	31,670	6,800	5,000	93,420	9,340	18,680	28,030
10	55,500	34,670	6,800	5,000	101,970	10,200	20,390	30,590
11	61,050	37,670	6,800	5,000	110,520	11,050	22,100	33,160
12	66,600	40,670	6,800	5,000	119,070	11,910	23,810	35,720

特別管理加算Ⅱ付き

日数	基本療養費	管理療養費	24時間 対応体制	特別管理 加算Ⅱ	合計	1割	2割	3割
1	5,550	7,670	6,800	2,500	22,520	2,250	4,500	6,760
2	11,100	10,670	6,800	2,500	31,070	3,110	6,210	9,320
3	16,650	13,670	6,800	2,500	39,620	3,960	7,920	11,890
4	22,200	16,670	6,800	2,500	48,170	4,820	9,630	14,450
5	27,750	19,670	6,800	2,500	56,720	5,670	11,340	17,020
6	33,300	22,670	6,800	2,500	65,270	6,530	13,050	19,580
7	38,850	25,670	6,800	2,500	73,820	7,380	14,760	22,150
8	44,400	28,670	6,800	2,500	82,370	8,240	16,470	24,710
9	49,950	31,670	6,800	2,500	90,920	9,090	18,180	27,280
10	55,500	34,670	6,800	2,500	99,470	9,950	19,890	29,840
11	61,050	37,670	6,800	2,500	108,020	10,800	21,600	32,410
12	66,600	40,670	6,800	2,500	116,570	11,660	23,310	34,970